○財務省、農林水産省、経済産業省

一　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示　三45一

二　株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件の一部を改正する件　三73三七

五　認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件　四五

○国税庁

六　国税通則法第百二十三条第二項に規定する交付手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件の一部を改正する件　六七

七　国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項ただし書に規定する国税庁長官が定める者を定める件の一部を改正する件　三一四四

八　国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件　三一四四

九　国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項に規定する国税庁長官が定める期間を定める件　三一五

○文部科学省

三〇　有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する件　二二

三一　無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する件　二二

三二　有形の民俗文化財を登録有形民俗文化財に登録する件　二二

三三　平成二十七年度における教科書展示会の開始時期及び期間を指示する件　二二

三四　在外教育施設の認定を取り消した件　二三

三五　重要無形文化財の保持者の認定が解除された件　五四

三六　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　五47

三七　平成二十七年度において使用される小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教科書の定価を認可した件　六48一四

三八　史跡に指定する件　一〇50一二

三九　名勝に指定する件　一〇50一五

四〇　天然記念物に指定する件　一〇50一八

四一　特別史跡に地域を追加して指定する件　一〇50一八

四二　特別史跡及び特別天然記念物に地域を追加して指定する件　一〇50一九

四三　史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件　一〇50二〇

四四　史跡に地域を追加して指定する件　一〇50二〇

四五　名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件　一〇50二二

四六　天然記念物に地域を追加して指定する件　一〇50二四

四七　登録記念物の登録を抹消する件　一〇50二五

四八　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件　一二三

四九　平成二十七年度高等学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件　一二52六六

五〇　外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件の一部を改正する件　一三三

五一　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一六55一一

五二　史跡を統合するとともに地域を追加して指定し、名称を改める件　一七三

五三　平成二十七年度において使用される特別支援学校の教科書の定価を認可した件　一九59一二

五四　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件　二〇61一三

五五　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件　二〇61一三

五七　東日本大震災からの復興を推進するための大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の特例に関する告示　二六三

五八　文化財を登録有形文化財に登録する件　二六67三〇

五九　平成二十七年度又は平成二十八年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件　二六67三四

六〇　小学校学習指導要領の一部を改正する件　二七69五二

六一　中学校学習指導要領の一部を改正する件　二七69五七

六二　特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する件　二七69六〇

六三　平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件　二七69六〇

六四　平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件　二七69六一

六五　平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件　二七69六一

六六　平成二十七年度において司書及び司書補の講習を実施する件　二七69六一